平成２５年（フ）第１１号
広島県呉市焼山中央６丁目８番24号
債務者　山本　健児
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５号
広島県呉市三条３丁目２番14―402号
債務者　矢野　英征
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１６号
広島県呉市三条３丁目２番14―402号
債務者　矢野　智恵
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３１号
愛媛県松山市木屋町２丁目５番地11　ノエル・ドゥ・フランドール303号
債務者　新居真由美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０１号
大分市田尻1405番地の２、従前の住所神奈川県藤沢市立石１丁目１番３―203号
債務者　藤澤　久美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
大分県中津市大字島田424番地１
債務者　三好　大策
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
大分県中津市三光土田13番地１
債務者　衛藤　里美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅154棟15号
債務者　小林　千穂
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目13番16号
債務者　指宿　兼司
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県薩摩川内市神田町６番６号　ＬＩＦＥ21ビル３Ｆ、前住所鹿児島市樋之口町５番13号
債務者　徳田　義郎
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目19番34号　メゾンヒロ203
債務者　兼城　一浩
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１号
沖縄県八重山郡竹富町字小浜1500番地
債務者　澤田　周一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第２号
福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原92番地１　コーポスズキ102号
債務者　小玉　裕幸
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第７号
石川県加賀市新保町カ１番地の１
債務者　濱永　和広
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３１号
沖縄県糸満市字糸満909番地　３階
債務者　恩納　文也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５１号
沖縄県那覇市前島２丁目12番20号　コーポ上地301
債務者　渡嘉敷弘子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４５号
岩手県一関市萩荘字谷起島南方６番地５　１号、旧住所岩手県一関市萩荘字川崎94番地　アークハウス沢403
債務者　川井　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３号
千葉県松戸市新松戸３丁目433番地の３　ラフィーヌ新松戸201号
債務者　船倉　ルベリンダ　ゴンザレスこと　ＦＵＮＡＫＵＲＡ　ＲＵＢＥＬＩＮＤＡ　ＧＯＮＺＡＬＥＳ
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部